

★インフルエンザ・感染性胃腸炎に要注意！★

本校では、インフルエンザの罹患者が急増しています。感染性胃腸炎の発生もみられます。充分注意してください!!

保護者の皆様へ

出席停止が必要と判断された感染症に罹患した場合、生徒手帳に添付されている『学校感染症罹患届』を提出することになっています。主治医の診断と共に『学校感染症罹患届』の記入をお願いして下さい。学校へ登校可能になってからで構いませんので、学級担任を通じて保健室まで提出をお願いします。

インフルエンザ

原因：インフルエンザウイルス

感染経路：飛沫感染→咳やくしゃみなどによって放出されるウイルスを直接吸い込んでうつる。

空気感染→ウイルスが付着した手で目や鼻・口に触れてうつる。

接触感染→ウイルスを含む細かい粒子が空気中を漂い、この粒子を吸い込みうつる。

症状：悪寒を伴う高熱、全身にだるさ、頭痛、関節痛、鼻水・咳・のどの痛みなどの呼吸器症状、吐き気・嘔吐・下痢などの消化器症状

潜伏期間：1～5日

予防方法：ワクチン接種が一番効果的。

出席停止：発熱後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。



感染性胃腸炎



原因：ノロウイルス、ロタウイルス、サポウイルス、アデノウイルスなど

感染経路：経口感染→ウイルスが人の手などを介して口に入り、うつる。
食中毒→ウイルスで汚染された食品を口にうつる。

症状：腹痛、吐き気、嘔吐、下痢、悪寒、発熱

潜伏期間：1～2日

予防方法：一番大切なのは『手洗い』。特にトイレに行った後・調理前・食事前には石けんと流水でしっかり手を洗う!!食品は中心温度85℃で1分以上加熱することが大切。

出席停止：(下痢・嘔吐症状から消退した後、全身状態がよければ登校は可能。) 医師から登校許可が出ていれば、登校可能。

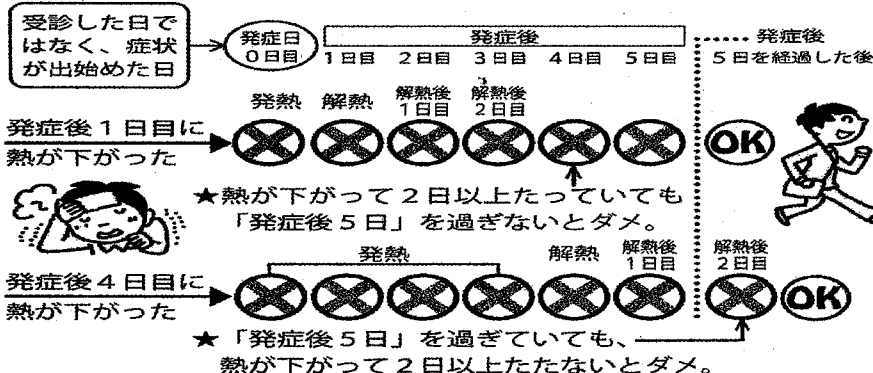
早わかり

インフルエンザの出席停止期間

インフルエンザと診断された場合の出席停止の期間は、法律*で次のように定められています。

発症した後5日を経過し、かつ、^{解熱}解熱した後2日(幼児にあつては、3日)を経過するまで

● 実際の例で考えてみると... ●



予防・対策として!



- ☆手洗い・うがいの徹底!
- ☆定期的な換気!
- ☆バランスの良い食事!
- ☆十分な睡眠・休養!
- ★マスクをする!
- ★水分補給!

*学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令(平成24年文部科学省令第11号)